

取扱注意

林業土木 積算基準

(令和7年10月20日以降適用)

令和7年12月20日 一部改定

令和7年12月26日 一部訂正

令和8年3月9日 一部訂正

令和8年4月20日 一部改定

令和8年5月11日 一部訂正

新潟県農林水産部

第4節 林業土木工事における現場環境改善費の積算

4-1 林業土木工事における現場環境改善費の積算

1 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることが出来る。

3 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

ア 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費（工場製作にかかるもの及び処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対 象 額：P _i		現場環境改善費率：i（％）	
		大都市、市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費（共通仮設費対象分） ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場 合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超 える場 合	1.38	0.57

(注)1 大都市：新潟市の市街地部が施工箇所に含まれる場合

2 市街地：市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

イ 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。